

# 第1編 調査の概要

## 1. 調査の目的

本調査は、山梨県に被害を及ぼしうる地震を想定した場合の各種被害を予測し、山梨県における地震防災対策の前提となる基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 想定する地震

山梨県に被害を及ぼす地震としては以下の3種類の地震が想定される。

- ①東海地震
- ②南関東直下プレート境界地震
- ③山梨県内および県境に存在する活断層による地震

本想定では上記の3種類の地震について地震モデルを設定する。設定した地震モデルの概要を表1-1に示す。

表1-1 想定地震の概要

想定地震	想定地震についての説明	マグニチュード
東海地震 (中央防災会議モデル)	1854年の安政東海地震以来140年以上経過し、現在地震発生切迫性が唱えられている地震。	8.0
南関東直下プレート境界地震	南関東地域で相模トラフ沿いの規模の大きな地震に先だってプレート境界で発生が予想される地震。	7.0
釜無川断層地震	山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震。	7.4
藤の木愛川断層地震	山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震。	7.0
曾根丘陵断層地震	甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震。	6.1
系魚川-静岡構造線地震	日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより県西部を中心にかなり大きな被害を及ぼすことが予想される地震。	7.0

## 3. 被害想定調査の枠組み

### (1) 想定ケース

山梨県において被害が顕著になる東海地震、南関東直下プレート境界地震、活断層地震の想定ケースを設定する。

### (2) 前提条件

- ①山梨県を500m×500mのメッシュに切り、被害想定を行う。
- ②冬の夕方6時を想定。
- ③南関東直下プレート境界地震のM7、M14モデルはM9モデルに比べて地震動がかなり小さく、山梨県下に与える被害は少ないため、地震動以外の想定においてはM9モデルのみについて想定した。
- ④本想定は地震による物的被害、人的・社会被害を定量的に想定することを基本とするが、十分なデータの不足等のために定量化が不可能な項目に関しては定性的な評価を行うものとする。

### (3) 想定手法

近年の研究動向や入手可能なデータの範囲等を勘案し、できるだけ客観的かつ簡便な定量化手法を採用する。定量化できない項目に関しては、その被害の様相をイメージできるようなシナリオを記述する。

## 4. 震災対策と被害想定調査との関係

本調査による被害想定結果は山梨県における震災対策と以下のような関係がある。これら被害想定結果は各応急・予防対策の前提となる基礎資料となる。

### 4. 1 応急対策との関係

(1)初動体制及び応援体制の確立

想定震度分布図により初動体制や応援体制の目安とすることができる。

(2)消防運用対策

市町村別の出火件数及び消火件数により消防運用の目安とすることができる。

(3)救急救助対策

市町村別の死傷者数により救出救助及び救急搬送等の目安とすることができる。

(4)警備対策

緊急輸送路の通行可能性判定結果により車両通行規制や警備等の目安とすることができる。

(5)避難対策

市町村別の火災想定結果や住居制約者数等により避難誘導、避難所設置等の目安とすることができる。

(6)応急住宅対策

市町村別の住居制約者数により応急仮設住宅や被災住宅の応急修理の目安とすることができる。

(7)緊急輸送対策

緊急輸送路の物的被害や通行可能性判定結果により道路啓開や輸送車両の確保等の目安とすることができる。

(8)清掃・防疫処理対策

市町村別の建築物被害や下水道被害等の想定結果によりがれき処理、ゴミ処理、し尿処理及び防疫対策の目安とすることができる。

(9)公共施設等の応急対策

電気、水道等のライフライン施設及び道路、鉄道等の交通施設の想定結果によりそれぞれの施設の応急対策の目安とすることができる。

### 4. 2 予防対策との関係

(1)普及啓発・訓練対策

震度分布図、被害シナリオ等により県民等の普及啓発及び県や市町村等における訓練の目安とすることができる。

(2)物資等の備蓄

負傷者数により医薬品や医療資機材の備蓄や調達の目安とすることができる。

(3)施設の耐震化

建築物・ライフライン施設、交通施設等の物的被害想定結果により各種施設の耐震化の目安とすることができる。

(4)火災の予防対策

出火件数や消火件数想定結果によりポンプ車や水利の整備、初期消火等の啓発等の目安とすることができる。

(5)まちの不燃化

延焼想定結果によりまちの不燃化の目安とすることができる。

(6)防災拠点の整備

想定震度分布図、各種想定結果により情報拠点、物流拠点、訓練教育拠点、医療拠点等の防災拠点の場所等の目安とすることができる。